

碧南市

高齢者ほっとプラン

<概要版>

第8期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

高齢者が安心して暮らせるあたたかい共生のまちづくり



令和3年3月

碧南市

1 計画策定の背景と趣旨

本市の第7期碧南市高齢者ほっとプラン（計画期間は平成30年度から令和2年度まで）では、「高齢者の元気と在宅生活をみんなで支えるまちづくり」を目標に、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいなどのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

本計画は、第7期計画が令和2年度で終了することを受け、第7期計画の内容やその課題を検討した上で、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を定めるものです。

本計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えて、中長期的な視点で、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に努めていきます。また、第7期計画から引き継ぐ大きな方針として、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会である“地域共生社会”の実現を目指していきます。

2 計画の期間

第8期計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。また、本計画は、令和7年及び令和22年を見据えた中長期的な視点を持ち、地域包括ケアシステムを推進していくものです。



3 第8期計画のポイント

第8期の介護保険制度改革は、介護予防・地域づくりの推進、地域包括ケアシステムの推進、介護現場の革新がポイントとなっています。第8期の介護保険事業計画の方針として、次の7項目があげられています。

1. 令和7年・令和22年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

令和7年を目標とする地域包括ケアシステムの実現をめざすとともに、いわゆる団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となり更に現役世代が激減する令和22年の状況も念頭に置き、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据える計画と位置付けることが必要とされています。本市の将来的な状況を踏まえた上で、第8期に行うべき事項を含めた計画として策定することが必要です。

2. 地域共生社会の実現

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域で生活する人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが尊重され、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた取組が重要です。

3. 介護予防・健康づくり施策の推進（地域支援事業等の効果的な実施）

高齢者をはじめとする意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるように、社会参加できる環境整備を進めることが重要です。そのためにも、特に介護予防・健康づくりの取組を強化し、健康寿命の延伸を図ることが必要です。

4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進められています。これらの住宅の整備状況を踏まえて計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要です。

5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

高齢化の進行とともに、認知症の人への支援が大きな課題とされています。認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症になっても自分らしく暮らし続けることのできる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の推進が必要です。



6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

令和7年以降は現役世代の顕著な減少により、介護人材の確保が大きな課題となります。このため、人材確保を都道府県と市町村が連携して計画的に進める必要があります。また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用等の推進等による業務効率化の取組を強化することが重要です。

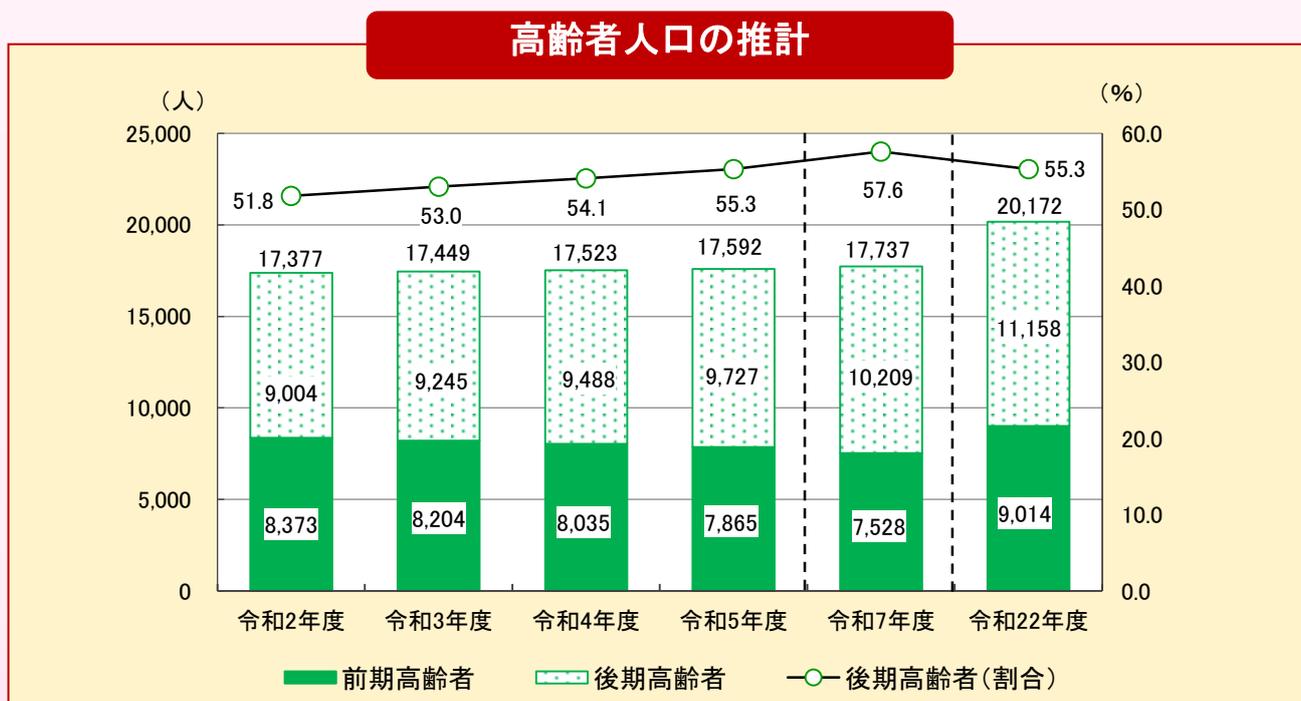
7. 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護保険事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等の取組を行っていくことが重要です。

4 碧南市の高齢者人口の推計

碧南市の高齢者人口は、徐々に増加していくことが予測されます。高齢者人口は令和3年度で17,449人、令和7年度17,737人、令和22年度で20,172人となる見込みです。

高齢者に占める後期高齢者の割合は、令和7年度まで増加していくことが見込まれます。



(出典) 厚生労働省推計

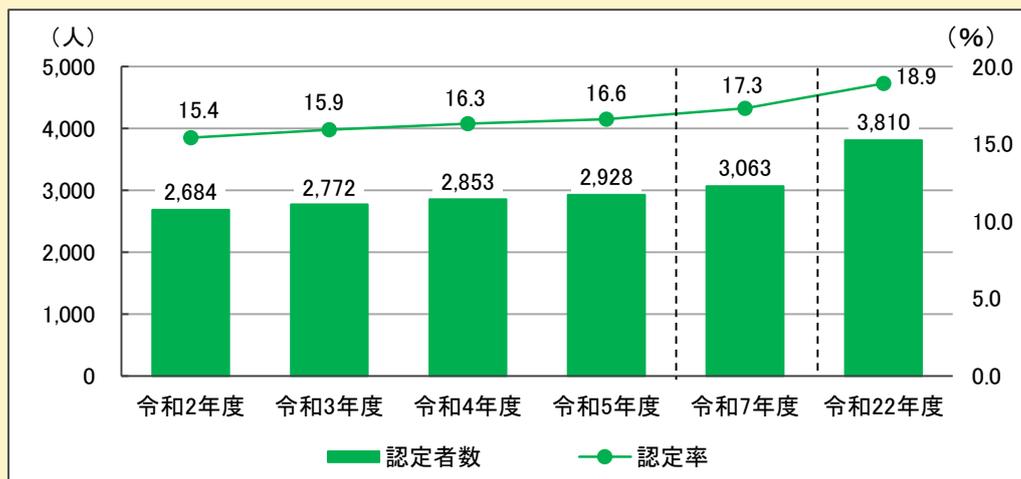
5 碧南市の認定者数の推計

碧南市の認定者数は徐々に増加していくことが予測されており、認定者数は令和3年度で2,772人、令和7年度で3,063人、令和22年度で3,810人となる見込みです。認定率は年々増加していくと予測され、令和3年度で15.9%、令和7年度で17.3%、令和22年度で18.9%となる見込みです。

認定者数の推計

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援 1	372	405	418	427	446	520
要支援 2	447	458	470	482	503	608
要介護 1	491	523	538	552	576	712
要介護 2	454	446	462	476	497	621
要介護 3	383	403	418	431	454	602
要介護 4	355	355	362	371	388	494
要介護 5	182	182	185	189	199	253
認定者数	2,684	2,772	2,853	2,928	3,063	3,810
第1号被保険者数	17,377	17,449	17,523	17,592	17,737	20,172
認定率	15.4%	15.9%	16.3%	16.6%	17.3%	18.9%



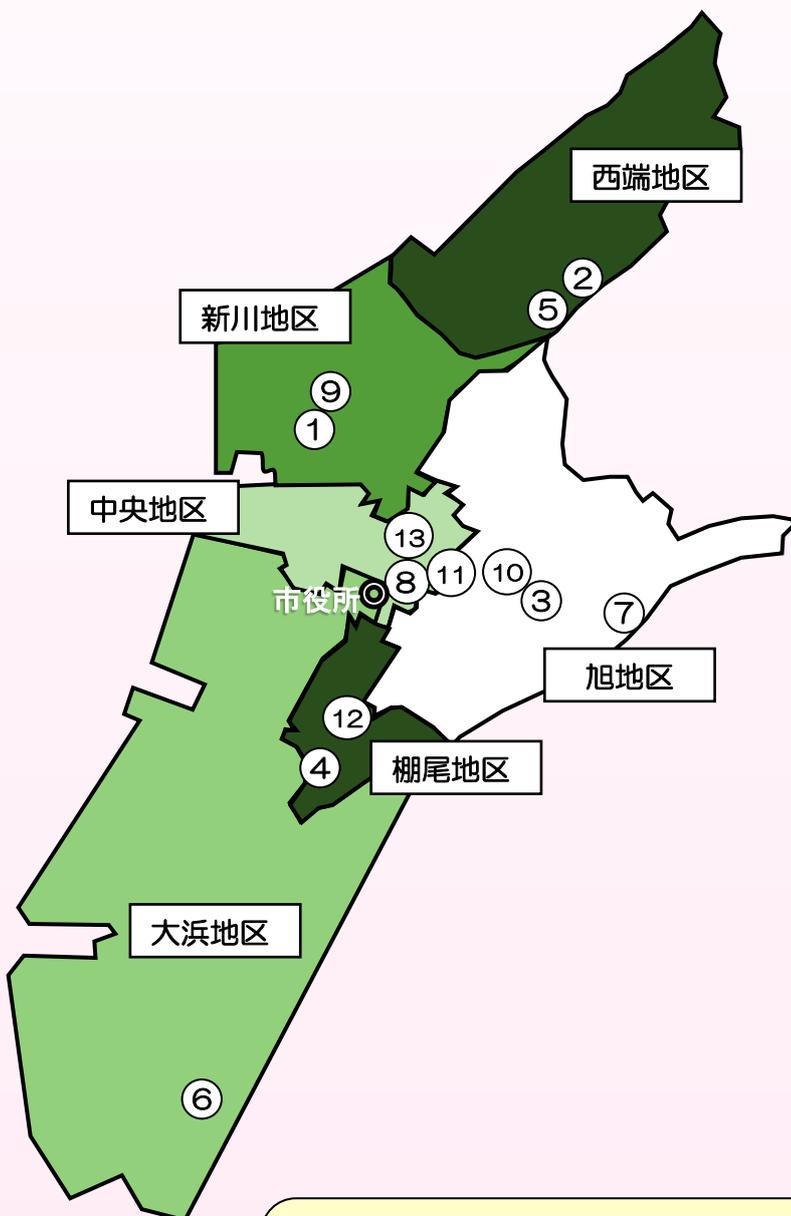
(出典) 厚生労働省推計

6

日常生活圏域

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況などを総合的に勘案して、市内を日常生活圏域に分け、区域を定めることとされています。

本市では、6つの日常生活圏域を定めて、地域密着型サービスやその他の高齢者サービスの面的な整備を推進します。



【地域包括支援センター】
①碧南社協地域包括支援センター
②碧南社協地域包括支援センター西端出張所
③碧南東部地域包括支援センター
④碧南南部地域包括支援センター
【介護老人福祉施設】
⑤特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑
⑥特別養護老人ホーム川口結いの家
⑦特別養護老人ホームひまわり
【介護老人保健施設】
⑧老人保健施設向陽
⑦老人保健施設ひまわり
【介護医療院】
⑨新川中央病院介護医療院
【グループホーム】
⑤グループホームみどり
⑥グループホーム川口結いの家
⑩アルクオーレ碧南
⑪グループホーム向陽
⑫グループホームたなお
⑬グループホーム琴葉向陽

※番号の重複は、同一敷地内のため

【設定の考え方】

碧南市における日常生活圏域の設定については、地域での住民活動が、主に町内会をはじめとした行政区を単位として行われていることから、新川、中央、大浜、棚尾、旭、西端の6つの行政区を日常生活圏域として設定します。

しかし、施設整備や介護サービスの展開において、必ずしも各行政区すべてに行う必要のない場合もあるので、その場合は、隣接する区域をあわせて1つのものとしてとらえるなど、柔軟な対応を図ることとします。

7 計画の基本理念

本計画では、「高齢者が安心して暮らせるあたたかい共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、さらなる地域包括ケアシステムの充実により、高齢者が“ほっと”できる「安心」と“ホット”な支え合いの「あたたかさ」を感じられるような、共生のまちづくりを目指していきます。

高齢者が安心して暮らせる あたたかい共生のまちづくり

8 計画の目標

目標については、第7期の考え方を継承し、地域の実情に応じた施策・事業の充実を図っていきます。

1 健康と生きがいづくり

- いつまでも元気でいられるように、健康寿命の延伸と、
- 生きがいの創出を目指します。

2 支え合う地域づくり

- ひとのわでお互いを支え合う、あたたかく住みよい
- 地域づくりを目指します。

3 安心して暮らせる環境づくり

- 住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすこと
- ができる環境づくりを目指します。



9

目標と施策の体系

目標	基本施策	施策の方向
1 健康と 生きがいづくり	1-1 健康寿命を延ばすための支援	(1) 生活習慣病の予防 (2) 健康保持と介護予防の推進 (3) 自立支援と重度化防止の推進
	1-2 高齢者の活躍の場の創出	(1) 就労の場の確保 (2) 社会参加の支援
2 支え合う地域づくり	2-1 地域における高齢者福祉の意識醸成	(1) 高齢者を思いやる地域づくりの支援 (2) 市民参加による地域福祉の推進 (3) 地域における支援活動の活発化
	2-2 高齢者とその家族を支える環境整備	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 在宅医療・介護の連携推進 (3) 家族介護者への支援 (4) 認知症施策の推進 (5) 高齢者の権利擁護と虐待防止
3 安心して暮らせる環境づくり	3-1 安心して自宅で暮らせる環境整備	(1) 自立した生活の支援 (2) 高齢者に配慮した住まいの充実 (3) 高齢者にやさしい環境の整備 (4) 防災・防犯・防疫体制等の整備
	3-2 介護保険サービスの充実	(1) 居宅サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの推進 (3) 施設サービスの推進 (4) 介護サービス利用に伴う低所得者対策
	3-3 介護保険運営の安定化	(1) 情報提供の充実 (2) 介護給付適正化の推進 (3) 介護サービスの質の確保 (4) ケアマネジメントの質の向上 (5) 介護人材の確保・資質の向上

10 基本施策ごとの主な取り組み

目標 1 健康と生きがいづくり

1-1 健康寿命を延ばすための支援

医療と連携し、生活習慣病対策・フレイル対策としての保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとともに、地域のニーズに沿った健康づくりと介護予防の事業を展開し、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を実施します。

事業名	内容
高齢者入浴サービス事業	高齢者の外出機会の増加による健康保持、コミュニケーションの場づくりとして、あおいパーク浴室、サン・ビレッジ衣浦浴場・プール、高齢者元気ツス館浴室、公衆浴場（新川温泉）において、無料入浴サービスを行います。
まちかどサロン運営事業	地域における高齢者福祉の拠点として、新川まちかどサロン及び大浜まちかどサロンを設置しています。認知症カフェ等の自主事業を実施して介護予防や高齢者同士の交流を促進します。
筋トレルーム60運営事業	介護予防トレーニングマシンを利用して、運動機能を中心とした生活機能の維持・向上を図るため、筋トレルーム60運営事業を行います。
多職種合同カンファレンスの実施	高齢者の自立支援と重度化防止等の観点から、医療・介護などの専門職による生活モデルに基づくディスカッションを実施し、自立支援型ケアマネジメントの標準化、多職種の視点による重度化防止、ケアの質の向上に取り組めます。

その他の
主な事業

- 生活習慣病予防対策 ●ふれあいいきいきサロン事業 ●おたっしゃ大学
- 遊友の会 ●介護予防・生活支援サービス事業
- リハビリテーション専門職による自立支援

1-2 高齢者の活躍の場の創出

就労や社会参加の場等の機会を創出し、高齢者が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。

事業名	内容
シルバー人材センター補助事業	高齢者がそれぞれの能力を活かし、働くことを通じて生きがいを感じるとともに、健康を維持できるよう公益社団法人碧南市シルバー人材センターの活動を支援します。
老人クラブ健康づくり事業	高齢者の外出促進による健康保持、コミュニケーションの促進などを目的として、「歩け歩け大会」「グラウンドゴルフ大会」「ペタボード大会」などを実施します。

その他の
主な事業

- 高齢者教室 ●老人クラブ社会参加事業 ●老人クラブ活動費助成事業

目標 2 支え合う地域づくり

2-1 地域における高齢者福祉の意識醸成

敬老会助成等の取組や地域活動団体への活動支援、ボランティア育成等を進め、高齢者福祉に地域一体で取り組むことができる体制の確立を図ります。

事業名	内容
敬老会助成事業	高齢者の長寿を祝うため、各地区や、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームで実施されている敬老会事業へ助成を行います。
ボランティアの育成	NPO法人や関連団体の自主的な組織づくりや運営を支援します。多方面で活躍できるボランティアの育成を図るため、ボランティア養成講座などを実施し、誰でも気軽に活動に参加できるような体制づくりに努めます。
高齢者見守りネットワーク推進事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援することを目的とした高齢者等の見守り活動の一つとして、民間事業者と高齢者等の見守りに関する協定を締結します。
ひとり暮らし高齢者等実態調査事業	ひとり暮らし高齢者等の緊急時の対応及び必要な保健、福祉サービスの提供のため、訪問調査により緊急連絡先の確認及び生活、健康等の状態の把握を行います。

その他の
主な事業

- 敬老金支給事業 ●福祉意識の高揚
- 碧南ふれあい相談支援事業所による相談支援
- 介護予防サポーターの育成 ●傾聴ボランティアの育成

2-2 高齢者とその家族を支える環境整備

在宅介護者の負担を軽減し、支援する環境を整備していきます。また、地域包括支援センターを周知し、適切なサービス、関係機関等につなげる相談体制の充実を図ります。

事業名	内容
地域包括支援センターの設置	3か所の包括支援センターと1か所の出張所において、関係各所との連携を図り、高齢者の増加に対応した介護予防及び包括的支援に取り組んでいます。
総合相談支援業務	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援をしています。
はなしょうぶネットワークの運用	在宅での生活を支えるために多職種情報共有基盤として電子@連絡帳を活用して医療・介護・福祉の面から支援するシステム「はなしょうぶネットワーク」を運用し、広域化しています。
介護用品支給事業	家族介護者の負担の軽減を目的として、在宅のねたきり高齢者や認知症高齢者で、常時介護を必要とする方を対象に、紙おむつなどの介護用品支給券を支給します。

事業名	内容
認知症高齢者等見守りネットワーク事業（安心ッス！！へきなん支え愛ネット）	認知症高齢者等の徘徊及び不慮の事故等に対処するため、ネットワークを組織して、電子メールによる搜索連絡の配信や防災無線による搜索協力の依頼を行います。家族の身体的・精神的負担軽減のため事前登録をすすめています。
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	市が個人賠償責任保険に加入し、認知症高齢者等及びその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図ります。
認知症への理解促進（認知症サポーター養成講座等）	認知症に関する講習会を定期的に行い、認知症に関する正しい知識を普及します。認知症高齢者等見守り体制（チームオレンジ等）の構築に努めます。
認知症初期集中支援チームの活用	「認知症初期集中支援チーム」を配置し認知症の方やその家族に対し早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えています。
高齢者虐待に関する相談窓口	高齢者虐待の相談マニュアルを作成し、迅速・適切な支援体制を整えています。また、緊急保護に関する養護老人ホームへの協力依頼等、関連機関との連携を図り、適正に対応できるよう努めます。

その他の 主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療サポートセンターの設置 ●在宅介護に関する情報提供 ●GPSを利用した位置情報システム用端末の貸出 ●認知症カフェの支援 ●日常生活自立支援事業 ●成年後見支援事業
--------------	--

目標 3 安心して暮らせる環境づくり

3-1 安心して自宅で暮らせる環境整備

高齢者に配慮した多様な生活支援サービスと住まいを提供していくとともに、防災・防犯・交通環境に関する取り組みを行います。

事業名	内容
高齢者見守り配食サービス補助事業	要介護認定を受けたひとり暮らし高齢者等に対して、安否確認を伴う配食サービスの利用に必要な費用の一部を助成し、在宅生活を支援します。
緊急通報システム運営事業	65歳以上のひとり暮らしで虚弱な高齢者や、ねたきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯を対象に、病気・火災などの緊急時に緊急通報センターにつながる緊急用ボタン付き電話機やペンダントを貸与し、緊急時の情報伝達、安否確認に活用します。
交通安全対策事業	高齢者の交通安全教育と免許証自主返納制度の周知に努め、高齢者が交通事故の当事者となることを防ぎます。警察や交通安全協会など関係団体と連携して、交通安全キャンペーンなどの啓発活動の充実を図ります。

事業名	内容
市内巡回バス運営事業	高齢者を含めた市民の利便性を高めるため、市内巡回バス（くるくるバス）を運行します。「乗りこぼれ時のタクシーによる代替運行」「シルバーカーの介助」などを引き続き実施することで、利便性と安全性の向上を図ります。
防災知識の普及、防災体制の整備	防災知識の普及・啓発のため、ハザードマップ等の配布や対象者の年齢や要望に応じた出前講座を実施します。また、介護事業所等と協定を結び、防災体制の整備を進めています。
ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業	在宅高齢者の日常生活を支援するため、簡易消火器、電磁調理器、火災警報器を給付します。

その他の 主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者軽度生活援助事業 ●高齢者等理容サービス事業 ●寝具の洗濯、乾燥および貸与事業 ●紙おむつ用のごみ指定袋の加算配布 ●在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業 ●高齢者世話付住宅等生活援助員派遣事業 ●高齢者外出支援サービス事業 ●車いす及び車いす専用車貸出事業 ●福祉有償運送事業 ●乳酸菌飲料の宅配サービス事業 ●救急医療情報キット配布事業 ●シルバーハウジング等整備事業 ●養護老人ホーム等保護措置事業 ●生活支援ハウスの運営事業 ●避難行動要支援者名簿作成事業 ●家具等転倒防止事業
--------------	---

3-2 介護保険サービスの充実

居宅サービス及び地域密着型サービス、施設サービスについて総合的に基盤整備を進めます。

事業名	内容
低所得者に配慮した保険料の負担、介護保険利用料の助成	第1号被保険者または介護サービス利用者について、低所得で、その世帯の生活が著しく困窮している状態である場合に、介護保険料を減免し、また介護サービス利用料の自己負担分の一部を助成します。また、障害者自立支援法に基づくホームヘルプサービスを利用して、介護サービスの訪問介護を利用することになった低所得者に対して利用者負担額を助成します。

<地域密着型サービスの整備目標>

事業名	事業所数 (令和2年度末)	令和5年度までの 新規整備目標
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	1か所	事業所数 各1か所
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	0か所	※ただし、状況に応じ、合わせて2か所で検討
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所	事業所数 2か所

その他の
主な事業

- 居宅介護サービス ●地域密着型サービス ●施設サービス
- 特定入所者介護サービス費 ●高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費

3-3 介護保険運営の安定化

適正な給付が行われているか点検する適正化事業に継続して取り組んでいきます。

事業名	内容
サービス情報の周知	サービスについて、わかりやすく説明したパンフレットの作成や市ホームページ等の活用を通じ、情報の周知を図ります。
適正な要介護認定	市の職員による認定調査の実施体制を確保するとともに、研修などを通じて認定調査員、認定審査会委員の資質向上を図り、要介護認定の適正化に努めます。
ケアプラン点検	ケアプランを作成している居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランが利用者の自立支援のために、適切に作成されているかどうかを確認します。
介護給付費通知	介護サービスの全利用者に対して、年3回に分け12月分のサービス利用状況を通知し、給付費用の再認識と適正利用の意識づけを図るとともに、事業者に対する介護報酬の不正請求の防止を図ります。
介護支援専門員への困難事例への支援	地域包括支援センターの主任介護支援専門員は出前相談、窓口相談等で市内の介護支援専門員の困難事例の支援に取り組んでいます。
介護人材の確保・資質の向上	介護サービス機関連絡協議会と協力して介護人材育成のための研修会、座談会等を実施しています。

その他の
主な事業

- 住宅改修・福祉用具実態調査 ●サービス事業者への指導・監督
- 介護保険サービス相談員の派遣 ●苦情相談窓口の設置

計画に掲げた事業の一部を掲載しています。
その他の事業や詳細は計画書をご覧ください。
ホームページで閲覧いただけます。



11

保険料の設定

保険料収納必要額の見込みから、第8期の保険料は、以下のとおり設定を行いました。

	計算式	令和3～5年度の 金額・人数
① 標準給付費見込額 介護サービス等の利用に伴う費用額		15,306,910,224円
② 地域支援事業費		727,912,000円
③ 第1号被保険者（65歳以上）負担分	(①+②) × 23%	3,688,009,112円
④ 調整交付金相当額 仮に調整交付金がなかった場合、第1号被保険者が負担する費用として見込むべき額		786,071,711円
⑤ 調整交付金見込額 後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得分布状況による市町村間の保険料基準額の格差を是正するために国から交付される交付金		373,210,000円
⑥ 保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額		66,000,000円
⑦ 保険料収納必要額	③+④-⑤-⑥	4,034,870,823円
⑧ 保険料予定収納率		99.69%
⑨ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 第1号被保険者全員が、基準月額を納める第1号被保険者であるとして換算した見込の人数	[各所得段階別見込人数× 各所得段階保険料率]の年 度合計	57,292人
⑩ 保険料（年額）	⑦÷⑧÷⑨	70,645円
⑪ 保険料（月額）	⑩÷12か月	5,887円
⑫ 介護給付費準備基金取崩による軽減 第7期計画以前に発生した余剰金を積み立てた介護給付費準備基金（令和2年度末残高見込額404,413,106円）のうち、402,500,000円を取り崩し、歳入に繰り入れたときの影響額		△587円
⑬ 第8期保険料基準額（月額）	⑪+⑫	5,300円

12

保険料段階

第8期保険料基準額（月額） **5,300円**

段階	対象者	基準額に対する割合※1	月額※1
第1段階	市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者 市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円以下のもの	0.40 (0.20)	2,120円 (1,060円)
第2段階	市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円より大きく120万円以下のもの	0.65 (0.40)	3,445円 (2,120円)
第3段階	市町村民税世帯非課税者で第1段階または第2段階に該当しないもの	0.70 (0.65)	3,710円 (3,445円)
第4段階	市町村民税本人非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円以下のもの	0.85	4,505円
第5段階	市町村民税本人非課税者で第4段階に該当しないもの	1.00	5,300円 (基準額)
第6段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が120万円未満のもの	1.20	6,360円
第7段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの	1.30	6,890円
第8段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの	1.50	7,950円
第9段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が300万円以上400万円未満のもの	1.70	9,010円
第10段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が400万円以上600万円未満のもの	1.90	10,070円
第11段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が600万円以上800万円未満のもの	2.00	10,600円
第12段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満のもの	2.20	11,660円
第13段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が1,000万円以上のもの	2.40	12,720円

備考

- 第1段階、第2段階及び第4段階における合計所得金額とは、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、「給与所得」を「給与所得から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」として計算した額をいう。
- 第6段階から第13段階までにおける合計所得金額とは、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合、「給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額」を「給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」として計算した額をいう。

※1：消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、公費によって、65歳以上で市町村民税世帯非課税（保険料所得段階第1段階～第3段階）の方の保険料を（）内の数値に軽減します。

碧南市高齢者ほっとプラン＜概要版＞令和3年度～令和5年度
（第8期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）

発行：碧南市

編集：碧南市 健康推進部 高齢介護課・健康課
〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地

TEL：(0566) 41-3311（代表）

FAX：(0566) 46-5510

（令和3年3月発行）